

パスタウンPASMOカードの年会費は、会員特約第9条をご確認ください。

2025年12月9日改定

## パスタウンPASMOカード会員特約

### 第1条(カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)が株式会社パスモ(以下「パスモ」という。)と提携して発行するもので、カード名称は、「パスタウンPASMOカード」(以下「本カード」という。)といいます。
2. 本カードとは、パスモの定める金銭的価値等を記録することができるICカード(以下「PASMO」という。)の機能と個人会員規約(以下「会員規約」という。)に定めるクレジット決済機能を有するカード(家族会員に発行する家族カードを含みます。)をいいます。
3. 本カードには、本カードのPASMO機能を利用して、本カードによる改札機での入出場時にPASMO内のバリューが一定金額以下であるときに、自動的にバリューを積み増し、積み増したバリュー相当分の利用金額を本カードのクレジット決済機能を利用して決済することができるサービス(以下「PASMOオートチャージサービス」という。)が付帯されます。
4. 入会申込者は、本特約および会員規約ならびにパスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびパスモ(以下「両者」という。)に本カードを申し込むものとします。
5. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といいます。会員は、両者より本カードを1枚貸与され、パスタウンPASMOカード会員資格とPASMOオートチャージサービス会員資格を有するものとします。
6. 本カードの所有権は、両者に帰属します。
7. 会員と両者との間の本特約および会員規約にもとづく契約は、両者が入会を承認したときに成立し、PASMOに係る会員とパスモとの間の契約は、パスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則によるものとします。
8. パスモは第2項および第3項に定めるPASMO機能に係る本カードの発行業務を三菱UFJニコスに委託し、三菱UFJニコスはこれを受託するものとします。会員は、当該業務の履行および管理のために必要な会員の情報がパスモより三菱UFJニコスに提供されることに同意するものとします。

### 第2条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、PASMOオートチャージサービスを受けることができます。

- 会員は、PASMOオートチャージサービスのほか、パスモが提供する特典およびサービスを受けることができ、その場合、パスモ所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第3条(PASMO機能の限定)

本カードのPASMO機能には定期券機能はありません。

### 第4条(有効期限)

- 本カードの有効期限は、両者が決定し、本カード表面上に定めます。両者が適当と認める場合は、両者所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを会員に送付するものとします。
- 会員は、有効期限が更新された本カードと有効期限更新前の本カード、ならびにPASMO取扱規則に定める必要書類を同規則で定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を有効期限更新前の本カードから有効期限更新後の本カードへ移し替える手続きを行うものとします。

### 第5条(盗難・紛失・カード障害時の取扱い、本カードの再発行)

- 本カードの盗難・紛失・カード障害が発生した場合、会員は三菱UFJニコス、およびPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所の双方に速やかに申し出をするものとします。
- 前項の申し出に基づき、両者が本カードの再発行を認めた場合は、本カードを再発行し会員へ送付するものとします。会員は、再発行した本カード(カード障害時においては再発行前の本カードと再発行した本カードの2枚)とPASMO取扱規則に定める再発行整理票、その他同規則に定める必要書類を同規則に定める事業者の指定箇所に持参し、発行した本カードへのPASMO機能を移し替える手続きをしなければならないものとします。
- 本カードの再発行に係る費用については、会員規約およびPASMO取扱規則に従うものとします。

### 第6条(届出事項の変更)

会員が両者に届け出た事項について変更があった場合、速やかに三菱UFJニコスに申し出るほか、パスモが定める事業者の指定箇所に本カードを持参し申し出るものとします。なお、届出事項の変更内容によっては両者が本カードを再発行する場合があり、このとき会員は再発行前の本カードと再発行した本カード、およびPASMO取扱規則に定める必要書類を、同規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を再発行前の本カードから再発行した本カードへ移し替える手続きを行うものとします。

### 第7条(会員資格の取消等)

- 会員が次の各号の一に該当した場合、および会員が本特約、会員規約、PASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則のいずれかに違反し、またはそれらの定めに基づき、パスタウンPASMOカード会員資格またはPASMOオートチャージサービス会員資格のいずれかを喪失した場合もしくはPASMO機能が無効・失効状態となった場合、本カードにおける全ての会員資格を喪失するものとします。また、会員が本カードを三菱UFJニコス所定の期間受領しない場合、クレジットカードを退会したものとみなし、本カードの全ての会員資格を喪失するものとします。(ただし、第4条から第6条により両者が発行した本カードを受領しない場合はPASMO取扱規則に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能は失効するものとします。)

- (1)三菱UFJニコスがクレジットカードの会員資格を取り消した場合。
  - (2)パスモがPASMOオートチャージサービス会員資格を取り消した場合。
  - (3)会員がクレジットカードの退会を申し出た場合。
  - (4)会員が本カードのPASMO機能を払い戻した場合。
  - (5)本カードのPASMO機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合。
  - (6)会員の本カードのPASMO機能がPASMO取扱規則に定める無効・失効状態となった場合。
2. 前項第1号から第3号に該当した場合で本カードにPASMOのバリュー等が残っている場合、会員はPASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に速やかに本カードを持参の上、本カードのバリュー等を記名PASMOに移し替えを行い、その後本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。尚、記名PASMOへ移し替えを行う以前にカードに切り込みまたは破棄等を行った場合、または三菱UFJニコスが本カードを回収もしくは会員より返還を受けた場合には、PASMOのバリューの失効期間前であったとしても、本カード上のバリュー等は返却しないものとし、記名PASMOへの移し替え又はバリュー等の払い戻しの請求はできないものとします。
3. 第1項第4号から第6号に該当した場合、会員は本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。
4. 会員は、パスタウンPASMOカード会員資格の退会申出・会員資格喪失後であっても本カードの利用による支払金等の支払いの責任を負うものとし、未払債務を完済しなければならないものとします。
5. 本人会員がパスタウンPASMOカード会員資格を喪失した場合、家族会員についてもパスタウンPASMOカード会員資格を喪失するものとします。このとき、当該家族会員のPASMOオートチャージサービス会員資格も喪失するものとし、家族会員の本カードの取扱いは第2項の定めに準じるものとします。
6. 本カードの会員資格喪失にともなう会員の損害に対し、両者はその責を負わないものとします。
7. 会員は本カードのPASMOオートチャージサービス機能のみを解約することはできません。

## 第8条(インプリンター加盟店での制限事項)

会員は、本カードをインプリンター加盟店(カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

## 第9条(カードの年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

本人会員	1,375円
家族会員	1名様につき 440円*

\*家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

## 第10条(適用)

本特約に定めのない事項については、クレジット決済機能については会員規約が、また本カードのPASMO機能、PASMOオートチャージサー

ビスについては、PASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則がそれぞれ適用されるものとします。

## 第11条(適用除外)

会員規約中のVisaブランド以外の国際ブランドに関する規定は適用されないものとします。

2025年12月9日改定

# 【個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約】

## 第1条(パスモへの個人情報の提供および利用に関する同意)

1. 会員は、三菱UFJニコスが取得した以下各号の情報(以下「個人情報」という。)を保護措置を講じたうえで、下記利用目的のためにパスモに提供することに同意します。

(1)本カードおよびPASMOオートチャージサービスに関する通知・案内の送付および連絡を目的として、会員規約に基づき、本人会員より届け出のあった住所情報もしくは本人会員が三菱UFJニコスに提出する書類等に記載されている、あるいは申告いただいた住所情報。

(2)家族会員のPASMOへの登録、ならびにPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則に定める利用目的に使用するため、会員規約に基づき、本人会員より届け出のあった電話番号情報もしくは本人会員が三菱UFJニコスに提出する書類等に記載されている、あるいは申告いただいた電話番号情報。

(3)パスタウンPASMOカード会員特約第4条から第6条により両者が発行する本カードのPASMOに記録するための会員の氏名、性別、生年月日および本人会員の電話番号。

(4)PASMOオートチャージサービスにかかる利用代金の決済を行うための本カードのカード番号および有効期限。

2. 会員が前項に同意しない場合、パスモは会員のカードを発行することができません。

## 第2条(パスモでの個人情報の取扱い)

1. 会員希望者がPASMOの購入(本カードにかかるPASMOオートチャージサービスの申し込みを含む。)のために提出した個人情報の取扱いはパスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによるものとします。

2. パスモが、前条第1項により取得した個人情報の取扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、パスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

三菱UFJニコスのお問い合わせ・相談窓口等は、会員規約をご参照ください。

提携先名	所在地	ホームページ(URL)
株式会社パスモ	東京都新宿区 西新宿 3-2-11	<a href="https://www.pasmo.co.jp/">https://www.pasmo.co.jp/</a>